

# 令和8年度

## 地域の観光資源を活用した地域周遊観光促進事業費補助金

### 公募要領

募集期間	令和8年4月24日（金）～5月29日（金） ※採択の状況により、年度途中で2次募集を実施する可能性があります。
問合せ先	公益社団法人静岡県観光協会 商品企画課 TEL：054-204-0066 E-mail：sheet@shizuoka-tourism.or.jp

## 1 事業の趣旨

公益社団法人静岡県観光協会（以下、「協会」という。）は、旅行者の静岡県内での滞在日数の長期化を促進し、観光消費額の増加を図るため、課題である二次交通の改善も含めた観光事業者や交通事業者等が連携して行う地域の周遊性向上を図る取組に対し、予算の範囲内において、補助金を交付します。

## 2 公募の内容

### (1) 補助対象事業

- ・地域で事業者が連携し、地域の観光資源を活用した継続的に販売することを目的とした観光商品の造成及びその販売

※地域の観光資源（食、温泉、歴史文化、アウトドア、アニメ 等）

<補助対象メニュー>

区分		想定する事業
①	地域の観光関係者との連携	関係者が連携するための会議、打合せ、外部事業者への委託 等
②	地域の周遊性向上を図る企画の導入	周遊性を向上させる企画（体験プラン・旅行商品） 等
③	販路等の開拓・整備（必須）	パンフレット、セールスツール等の作成、WEB ページの制作・改修、OTA への掲載 等

※①②③、①③、②③のいずれかの組合せで応募すること

<補助要件>（全部要件）

- ・交通関連事業者及び地域の関係者と連携し、地域内の移動も含めた企画とすること
  - ※<sup>1</sup>交通関連事業者とは、交通事業者に加えレンタカー、レンタバイク、レンタサイクル等の事業者も含む
  - ※<sup>2</sup>交通関連事業者と地域の関係者を兼ねることは不可。また、申請者の関連会社のみでの連携は対象外。
- ・本補助金は、造成よりも販売までの支援をメインとすることから、造成した観光商品は本事業実施期間内に販売まで行い、OTA 又は自社サイトへ掲載すること
- ・実施主体がこれまでに販売したことがない新しい観光商品であること
- ・翌年度以降における販売の継続性が認められるものであること

### (2) 補助対象者

以下の①から③までのいずれかに該当する者のうち、アからカまでの全てを満たす者（③の場合は、全ての構成員がアからカまでの全てを満たすこと。）

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 静岡県内市町</li><li>② 静岡県内観光協会、DMO、公益法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人</li><li>③ 県内に主たる事務所又は事業所を有する観光事業者（企業及び団体）で、①または②との連携がある者（申請前に①または②に連携の同意を得ること。）</li></ul> |
|---|

ア 定款、これに類する規約等を有すること。

イ 直近1年間における静岡県税を滞納していないこと。

- ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 次の(ア)から(キ)のいずれにも該当しないこと。
- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- (イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- (ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- (オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### (3) 補助対象経費

科目	内容	対象メニュー
事業費	旅費、印刷製本費、使用料及び賃借料、会場借上げ料、会議打合費、委託料等	①②③
事務費	通信費、消耗品費、役務費等	①②③
広告宣伝費	企画のプロモーションに要する経費	③のみ

#### 【経費全般に関する留意事項】

- ・当該事業の実施のためだけに使用するものを補助対象とする。
- ・備品及び設備のメンテナンスに要する経費、消耗品ストック分は補助対象外とする。
- ・補助対象となる経費は、発注（契約）から支払完了までが補助対象期間内にあるものに限る。
- ・支払をしたことがわかる証拠書類が保管されているもののみを補助対象とする。
- ・支払は、現金、振込及び口座振替のみ認め、手形、小切手、相殺払等は認めない。口座振替のうちクレジットカードでの支払については、カード名義が補助対象者と同一である場合のみ対象とする。
- ・消費税込み30万円以上同150万円未満の場合は請書を徴収し、同150万円以上の場合は契約書を締結すること。ただし、委託の場合は金額にかかわらず契約書を締結すること。
- ・消費税は補助対象としないので、交付申請等に当たっては消費税抜きの金額を用いること。公共交通機関の運賃のように内税表示の場合は、表示額に100/110等適正な率を掛けて1円未満を切り捨てた金額とすること。
- ・振込手数料、代引手数料等は補助対象としない。
- ・補助対象経費にかかる書類は、補助対象外の書類と区分し、見積書、契約書（請書）、納品書、請求書、領収書といった順に、取引の流れに添って保管すること。
- ・収入において、入場料、物販売上げ等がある場合には、その金額を補助対象経費から控除する。ただし、事業主体の構成員が負担する負担金や協賛金（企業協賛金を含む）等は控除しない。
- ・国の補助金や県の他の補助金等と重複する事業は、補助対象外とする。

- ・補助金の人件費への充当（給料・日当の支払い等）はできない。
- ・個人への旅行代金の支給（交通費、宿泊費など）、飲食費及び景品など、個人給付にあたるものは補助対象外とする。
- ・その他、経費に関する不明点がある場合は、協会 商品企画課に問い合わせること。

#### (4) 補助対象期間

補助金の交付決定の日から令和9年2月26日（金）まで

※事前着手（交付決定日前の発注、契約の締結、納品、支出）は認めません。

#### (5) 補助率及び補助上限額

補助率	補助上限額
1/2以内	下限500千円、上限3,000千円

### 3 応募手続き

(1) 応募期間 令和8年4月24日（金）から5月29日（金）まで

(2) 受付時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時まで

(3) 申込方法 上記期間に必要な書類（「下記(5) 必要書類と必要部数」参照）を持参又は郵送により提出。（※電子メール、ファックスによる提出は認めません。）  
なお、郵送の場合は、発送記録が残る方法（書留等）で送付してください。

(4) 提出先 〒422-8067  
静岡県駿河区南町14-1 水の森ビル2階  
公益社団法人静岡県観光協会 商品企画課

#### (5) 必要書類と必要部数

ア 応募申込書（別紙様式1号-1）、団体概要（別紙様式1号-2）及び事業計画書（別紙様式1号-3）…各7部（正1部、副6部）

イ 収支予算書（別紙様式2号）…各7部（正1部、副6部）

ウ 直近3か年の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）…1部

エ 会社案内等 企業等の情報（事業内容・従業員数等）がわかるもの…6部

オ 直近期の県税納税証明書…1部

※ただし、市町・観光協会・DMOの場合は、ウ～オは不要。

#### (6) 様式等の入手先

下記からダウンロードしてください。

<https://hellonavi.jp/business>

（静岡県観光ガイド Hello Navi → 事業者の皆様へ）

### 4 審査方法・基準

#### (1) 審査方法

ア 協会が設置する審査委員会において、事業計画等に基づき、審査を行います。必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 審査委員会の審査結果を踏まえて、協会が補助事業者を採択します。

ウ 採択結果は、応募申込者全員に通知します。

## (2) 審査基準

以下の基準に基づき審査します。

区 分		内 容
事業 有効性 審査	ア 事業の 魅力	・実施主体がこれまでに行ったことがない新しい観光商品であるか。 ・交通関連事業者及び地域の関係者と連携し、地域内の移動も含めた企画は旅行者にとって魅力的なものとなっているか。 ・他のサービス等と差別化できるものとなっているか。
	イ 計画の 実現性	・事業計画書に事業概要や成果目標などが明確に示されているか。 ・計画に沿って事業を進められる組織体制となっているか。 ・事業実施年度中に販売が実施できるか。
	ウ 事業の 将来性	・確実に事業化ができる計画となっているか。 ・翌年度以降における販売の継続性が期待できるか。
	エ 経費の 妥当性	・事業内容に整合する経費が計上されているか。 ・各経費の積算が合理的で適切なものとなっているか。

## (3) 採択予定件数

5件程度

※採択基準に満たない応募については、採択件数が5件以下でも採択しません。

## 5 事業採択後の補助金交付申請

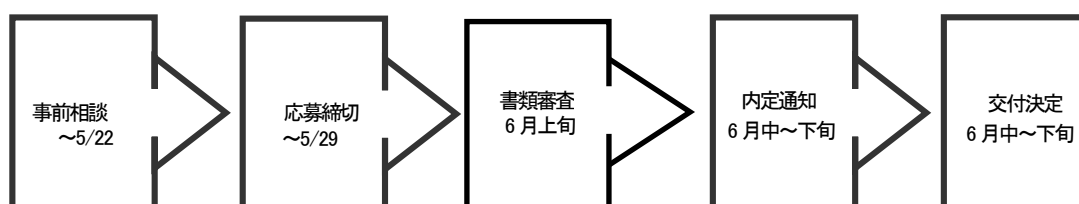
事業を採択された補助事業者は、採択通知後に補助事業に係る正式な交付申請手続きが必要です。申請に当たっては、「地域の観光資源を活用した地域周遊観光促進事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の内容を必ず確認してください。  
なお、交付要綱は採択後、補助事業者に配布します。

## 6 その他の留意事項

- (1) 応募に係る費用は全て申込者の負担とします。
- (2) 提出書類は審査のみに使用し公開しません。なお、提出書類は返却しません。
- (3) 書類提出後の記載内容の変更は、原則として認めません。（協会からの指摘による場合は除く。）
- (4) 応募状況、審査結果等に関する問い合わせには応じられません。
- (5) 同一又は類似の内容で他の公的な助成金又は補助金を受けているもの又は採用が決定しているものは補助対象経費から除きます。
- (6) 補助対象となる経費は、この事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その必要性及び金額の妥当性が証拠書類によって明確に確認できるものです。
- (7) 事業計画に記載した経費で交付の決定を受けたものであっても、その後の完了検査で協会が対象外と判断したものについては、自己資金で対応していただきます。
- (8) 採択後、補助金の概算払ができる金額には限りがあるため、事業期間内の立替払いが可能であることが必要です。また、補助事業の完了の日までに、事業経費の支払いが全て完了している必要があります。

- (9) 採択時や事業終了時等に補助事業者の名称、事業計画の名称及び概要、事業の実績等について、協会のWEB ページ等で公表することがあります。また、事業内容及び成果について、協会が作成する各種発行物等への記事掲載や行事の場での展示、会議等における報告等に御協力をお願いする場合があります。
- (10) 本事業の実施に当たっては、他者の知的財産権等を侵害しないことを補助事業者の責任において随時確認したうえで、事業を実施してください。
- (11) 事業実施に伴う成果物や経理書類等は、事業終了後5年間保存していただきます。
- (12) 補助事業期間中及び補助事業終了後に行われる検査等により不適切な事項が判明した場合は、補助金の交付の決定や交付がなされたものであっても、交付の決定が取り消されたり、あるいは交付された補助金の全部又は一部の返還請求を受けたりすることがあります。
- (13) 本補助事業により商品化された企画については、事業実施の翌年度の販売実績（販売額・参加者数等）を報告いただきます。 報告内容については、協会の指示に従ってください。
- (14) 本事業の実施に当たっては、公募要領及び交付要綱の内容を遵守してください。公募要領及び交付要綱に定めのないことで、不測の事態が生じた場合は、協会と補助事業者が誠実に協議したうえで決定することとします。

## 7 スケジュール



### 【事前相談】

- (1) 応募に当たっては、事前相談が必須です。令和8年5月22日（金）までに必ず受けてください。  
**※補助事業の趣旨や補助対象経費等について理解をいただく為に大変重要です。**
- (2) 仮作成した応募申込書類等を、あらかじめ次項の問合せ先に電子メールもしくは直接送付いただければ、より具体的にご案内いたします。
- (3) 応募申込者からの相談に限ります。
- (4) 審査委員に関するご質問・ご相談には応じられません。

## 8 問合せ先

### ■公益社団法人静岡県観光協会 商品企画課

電話：054-204-0066 ※FAX での問合せには対応しておりません。

メール：[sheet@shizuoka-tourism.or.jp](mailto:sheet@shizuoka-tourism.or.jp)

〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル